

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」の改正について

国家院（下院）採択 2024年10月22日

連邦院（上院）承認 2024年10月23日

2014年12月31日付連邦法第488-FZ号「ロシア連邦の産業政策について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 1、掲載番号41；2016、No. 27、掲載番号4298；2018、No. 27、掲載番号3943；2019、No. 31、掲載番号4449；2022、No. 41、掲載番号6952；No. 50、掲載番号8790；2023、No. 25、掲載番号4434；No. 31、掲載番号5797；2024、No. 1、掲載番号35、39；No. 26、掲載番号3546）に以下の変更を加える：

1）第3条において：

a) 第3項に「、および外国国家領内での産業施設の総合的建設に際して」という文言を追加する；

b) 第9項の「組織；」という文言を「組織、ここにはロシア連邦の国家プログラム（サブプログラム）の実施を目的とし、産業政策実施の際の科学技術活動、イノベーション活動および設計建設活動への支援提供のための条件を整備するものが含まれる。産業活動促進策を実施し、設計建設活動への支援提供のための条件を整備する上記組織は、当該の活動を実施することができる；」；

c) 以下を内容とする第28～30項を追加する：

「28) 産業施設－産業活動主体によって産業製品の生産または保管のために用いられる不動産物件；

29) 設計建設活動－産業施設の設計文書の策定、建設および稼働開始のための作業の総体；

30) 外国国家領内での産業施設の総合的建設－産業活動主体および（または）産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれるロシアの組織によって、直接、または外国の技術発注者、施工者、産業施設の稼働を開始する者と協力して、外国国家の法令にしたがって国外に産業施設を設置する目的で行われる、産業施設の設計文書の策定、建設および稼働開始のための施策の総体。」；

2）第6条第3項に以下を内容とする第23号を追加する：

「23) 外国国家領内での産業施設の総合的建設を実施するロシアの組織に対する支援を行う。」；

3）第9条第1項の「およびイノベーション活動」という文言を、「、イノベーション活動および設計建設活動」という文言に差し替える；

4）以下を内容とする第17条の2を追加する：

「第17条の2. 外国国家領内での産業施設の総合的建設

1. 外国国家領内での産業施設の総合的建設は、産業活動主体および（または）産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれるロシアの組織によって、ロシア連邦の輸出ポテンシャルの増強および外国国家市場におけるロシア製産業製品の販売促進を目的として、実施される。

2. 本連邦法第17条第2項にしたがって支援が提供される際には、ロシア連邦政府は、外国国家領内での産業施設の総合的建設が実施される際に使用されるロシア製産業製品の最小比率（金額上および（または）数量上の）についての要求を定める。産業活動主体または産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれるロシアの組織に対して、ロシア連邦予算法典第78条および第78条の1にもとづき連邦予算からの補助金という形で財政的支援が提供される場合、産業施設の総合的建設が実施される際に使用されるロシア製産業製品の最小比率（金額上および（または）数量上の）についての要求は管轄機関が定める。

3. 本条第1項に示す目的での産業活動促進策は、ロシア連邦の国家プログラム（サブプログラム）にしたがって実施される。」。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年10月26日

第357-FZ号